金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び同法附則第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十七本文中「（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条ただし書中「（同項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の四に規定する期間）」及び「（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第十六条の十八本文中「第四十九条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「第四十九条の二第四項」を「第四十九条第三項」に改め、同条ただし書中「（法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の三第一項に規定する期間）」を削る。

第十七条の二の三第三項ただし書中「同項」を「法第四十六条の六第三項」に改め、「。第十七条の二の十一第三項ただし書において同じ」を削る。

第十七条の二の十一第三項本文中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改め、同項ただし書中「四半期」を「同条第二項に規定する最終指定親会社四半期」に、「同項」を「同条第三項」に改める。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第五十二条の六十一第二項の項中「第九章」の下に「及び第十章」を、「第二十七条まで」の下に「及び第三十条から第三十二条まで」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月二十九日）から施行する。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

2　金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、同法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「第四十六条の三第一項」とあるのは「第四十六条の三第一項及び第四十六条の四」と、「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とあるのは「事業年度ごと」とあるのは「事業年度ごと又はみなし事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下この項及び次条において同じ。）ごと」と、「毎事業年度経過後三月以内」とあるのは「毎事業年度又は毎みなし事業年度経過後政令で定める期間内」と、同条中「事業年度ごと」とあるのは「事業年度ごと又はみなし事業年度ごと」と、「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度又は毎みなし事業年度」とする。

3　前項の場合において、第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令第十六条の十七及び第十六条の十八の規定の適用については、同令第十六条の十七ただし書及び第十六条の十八ただし書中「事業年度」とあるのは、「事業年度又はみなし事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十三号

保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十一月二十八日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三